

檜葉町等の福島県内にお住いの方へ

平成 29 年度インフルエンザ定期予防接種のお知らせ

65 歳以上の方などで下記に該当して接種期間内にインフルエンザ予防接種を受ける方は、町から助成を受けることができます。

【定期接種対象の方】

檜葉町民の方で、次のいずれかに該当する方

- ・ 接種日に 65 歳以上の方
- ・ 60 歳以上 65 歳未満で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害（身体障害者手帳 1 級相当）を有する方

【接種期間】

平成 29 年 10 月 15 日(日)から平成 29 年 12 月 28 日(木)まで

【助成回数】

1 回

【自己負担金】

1,000 円（生活保護世帯の方は、自己負担金なし）

接種期間外に接種した場合は、全額自己負担になりますので、ご注意ください。

【接種場所】

福島県内の医療機関（事前の予約が必要です）

【持参するもの】

同封の予診票、わたしの健康手帳「ならは帳[※]」、健康保険証等、自己負担金

※「ならは帳」の 44 頁にインフルエンザ予防接種の記録欄がありますので、予防接種済証に代わりまして、医療機関に記載していただきますようお願いいたします。

「ならは帳」は平成 28 年 4 月に 20 歳以上の町民の皆様にお配りしています。紛失された場合は下記にお問い合わせください。

日本のインフルエンザの流行は 1 月上旬から 3 月上旬が中心です。ワクチンが十分な効果を維持する期間は、接種後約 2 週間後から約 5 か月とされています。インフルエンザの予防接種は、より効果を高めるために、10 月から 12 月中旬までの接種をおすすめいたします。

★インフルエンザ予防接種は、主に個人の方の予防目的に行うものです。自らの意思と責任で接種を希望する場合に予防接種を行いましょう。

問合せ先：檜葉町住民福祉課保健衛生係 ☎0240-23-6102

高齢者インフルエンザワクチンの予防接種をうける方へ
～よくお読み下さい～

1. インフルエンザとは

インフルエンザウイルスに感染することによって起こります。インフルエンザにかかった人の咳やくしゃみで、ウイルスが空気中に広がり、それを吸い込むことによって感染します。症状は、発熱・頭痛・関節痛・筋肉痛などで、のどの痛み・咳・鼻水などもみられます。普通のかぜと比べて全身症状が強く、気管支炎や肺炎などを合併し、重症化することがあります。

2. インフルエンザ予防接種の有効性

予防接種の有効性は世界的にも認められており、特に重症化防止に有効であることが確認されています。免疫力がつくまで2週間程度かかり、その効果が十分に持続する期間は約5月間とされています。

3. インフルエンザ予防接種の副反応

予防接種の部位が、赤みを帯びたり・はれたり・痛んだり・僅かながら熱が出たり・寒気がしたり・頭痛・全身のだるさなどがみられることもありますが、通常2～3日のうちに治ります。非常にまれですが、ショックやじんましん、呼吸困難などがあらわれることもあります。

4. 予防接種を受ける際に、医師とよく相談しなくてはならない人

- ① 心臓病・腎臓病・肝臓病や血液・その他慢性の病気で治療を受けている人
- ② 前にインフルエンザ予防接種を受けた時、2日以内に発熱・発疹・じんましんなどのアレルギーを思わす異常がみられた人
- ③ 今までにけいれんを起こしたことがある人
- ④ 今までに、免疫状態を検査して異常を指摘されたことのある人
- ⑤ ワクチンの成分又は鶏卵・鶏肉・その他鶏由来のものに対して、アレルギーがあると言われたことがある人

5. 予防接種を受けた後の一般的注意事項

- ① 予防接種を受けた後30分間は、急な副反応が起こることがあります。医師（医療機関）とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。
- ② ワクチンの副反応の多くは24時間以内に出現しますので、特にこの間は体調に注意しましょう。
- ③ 入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすることはやめましょう。
- ④ 接種当日はいつもの通りの生活をしてかまいませんが、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。

6. 予防接種を受けることが出来ない人

- ① 明らかに発熱のある人 一般的に、体温が37.5℃以上ある人
 - ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人
 - ③ ワクチンに含まれる成分によってアナフィラキシーを起こしたことが明らかな人
 - ④ その他、医師が不適当な状態と判断した場合
- 上の①～③に入らなくても医師が接種不適当と判断した時は接種できません